



防災福祉K-Netの概要

《 説明用動画 》

柏市福祉部 福祉政策課

作成：令和5年5月

1.防災福祉K-Netの概要

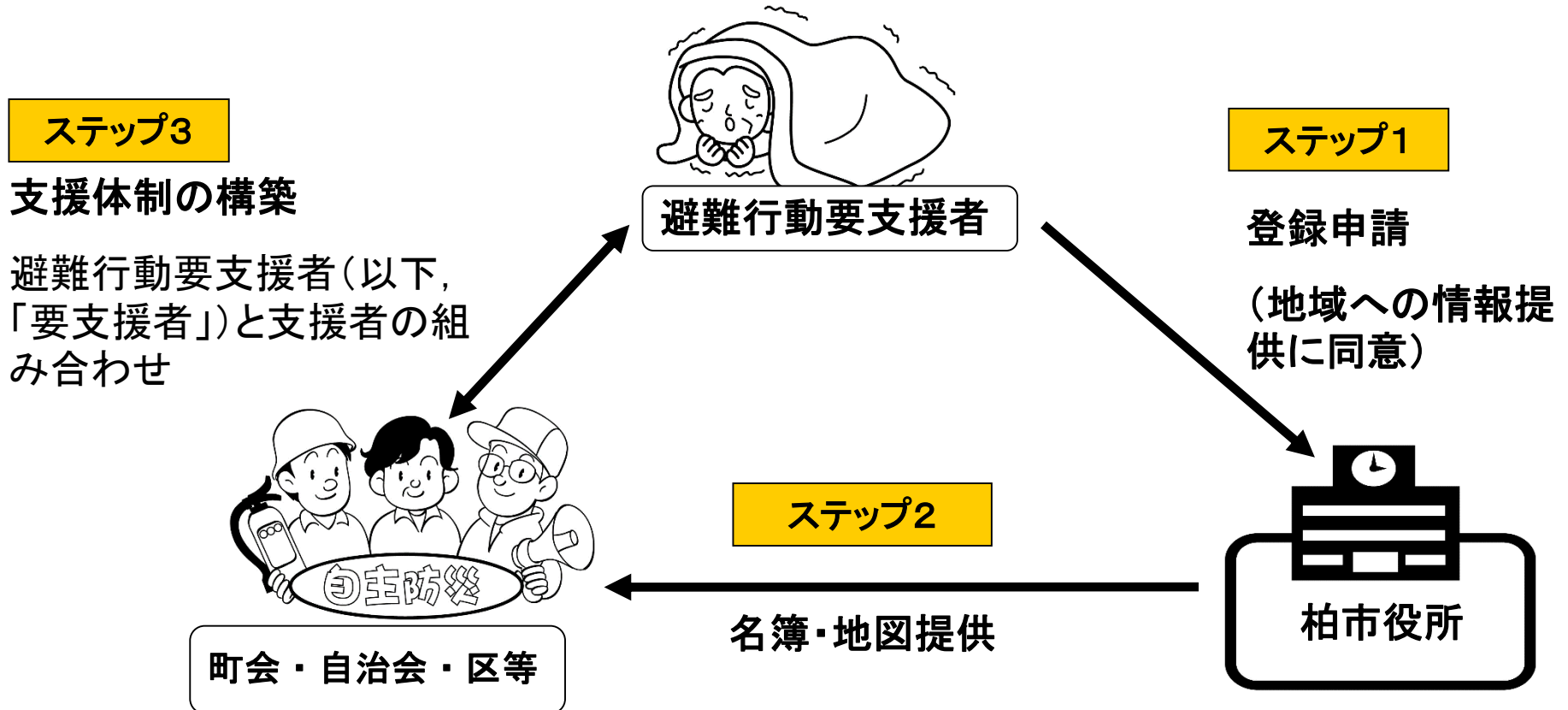
2.地域が実施する安否確認について

3.柏市防災福祉K-Netに関する質問と
回答

防災福祉K-Netの概要

防災福祉K-Net（かしわネットワークの略称）とは

日ごろ自宅で生活され、災害時、ひとりでの避難が困難な方について、地域の方の協力により、可能な範囲での安否の確認や避難支援を行う、住民相互の助け合い（共助）の制度です。



避難行動要支援者の要件対象者（柏市）

1. 介護保険要介護3以上の認定者
2. 免疫機能障害者を除く身体障害者1級及び2級
3. 視覚障害・聴覚障害4級以上
4. 音声・言語機能障害3級以上
5. 肢体不自由（下肢・体幹機能障害）3級以上
6. 療育手帳中度（B-1）以上
7. 精神保健福祉手帳1級
8. 小児慢性特定疾患治療研究事業の受給者のうち重症患者（小児慢性特定疾患重症患者認定基準該当者）
9. 特定疾患治療研究事業受給者のうち重症患者
10. ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者

上記のほか、自ら登録を希望されたかたについても、随時登録を受け付けています。

参考資料：K-Net制度に関する経緯

時期	主な出来事	安否確認対象者
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の避難支援ガイドライン(H18.3)が国から示され、K-Netの立ち上げ ・4つのモデル地区(西山・豊四季台・南増尾・大津ヶ丘) 	<p>希望者 (手あげ方式)</p> <p>高齢者, 障害者, 乳幼児, 妊産婦, 日本語が不自由な外国人など</p>
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・K-Net全市展開 	
平成23年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災(柏市では震度5強観測)において、K-Netを初めて運用 ・発災後72時間で、当時の登録者5,216人のうち4,787人(約92%)が町会や民生委員等の協力により安否確認された 	
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・町会等を対象に、K-Net研修会開始(以降、例年実施/一部、感染症の影響のため中止) 	
平成25年 8月	<p>★災害対策基本法の一部改正★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付け</u> ・<u>対象者の要件等は各自治体で定める</u> ・<u>本人同意が得られた場合は、平常時から名簿の提供可能</u> ・災害により生命に危険が迫り必要があるときは、自治体の長は不同意者を含む名簿の開示をすることも可能 	<p>要件該当者 及び 希望者 (同意・不同意意思確認方式)</p>
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・柏市の要件該当者の範囲を定める ・従来からあるK-Net制度を活用し、避難行動要支援者名簿の作成を進める ・平成28年1月既存登録者に法改正等をお知らせすると共に、要件該当者に制度案内と登録の意思確認を行う文書を発送 	
平成28年度 以降	<ul style="list-style-type: none"> ・要件に新規該当したかたに、制度案内と登録の意思確認を行う文書を発送 	

ステップ1 災害時に支援を必要とする方の柏市への届出 ①

登録申請書を柏市へ提出

注意

町会等の地域支援者・民生委員に、柏市が登録情報を提供することに、同意していただいています。

柏市全体(R5.3末現在)
登録者(同意者)数

約6,150名



希望者には窓口(※)で救急医療情報キットを提供しています。(後述)

※福祉政策課, 沼南支所
近隣センター(一部除く)

届出日 令和 年 月 日

K-Net登録に関する同意(不同意)書

柏市長あて

①要支援者(児)【高齢者・高齢者のみ世帯・障害者(児)・小児の疾病等】一該当するものに○印を

住所 _____

(フリガナ) _____

氏名 _____

(男・女) 明・大・昭・平・金 年 月 日

連絡先(固定電話, 携帯電話, FAX, メール) _____

1. _____

②私が届け出た次の個人情報を, 私を支援して下さる地域の方々に提供することに

同意します ⇒下記項目も記入してください。

同意しません ⇒下記項目も記入してください。

(施設入所中/長期入院中 ⇒登録対象者から除外します。これで終了です。)

情報提供項目(情報提供を希望しない項目がある場合は, 空欄にしてください)

③町会・自治会・区等の名称 _____

(加入している場合)

④緊急時の家族等の連絡先(事前に, 連絡先のかたの了承を頂いた上, 御記入ください)

(フリガナ) _____

1. 氏名 _____ 続柄() 連絡先 _____

(フリガナ) _____

2. 氏名 _____ 続柄() 連絡先 _____

障害者手帳の有無・介護保険の利用者が否かにかかわらず, 以下の該当する項目全てに○をお願いします。

⑤要支援者(児)の状況

・目が 見えにくい 見えない

・耳が 聞こえにくい 聞こえない

・歩行困難 ゆっくりなら歩ける 歩けない・車椅子が必要

・その他 言葉を話せない 理解力が乏しい

意思伝達能力が乏しい 興奮しやすい

●その他地域の方々に伝えたい情報は, 救急医療情報キット(※)を御活用ください

※注 救急医療情報キット…かかりつけの病院や服薬情報, 緊急先の連絡先等を登録票に記載して円筒形の容器に入れ, 冷蔵庫内に保管しておくものです。

⑥地名欄


本人署名 _____

代理人署名 本人が「署名できない」(無印)の場合は, 代理人の署名が必要

氏名 _____

住所 _____

要支援者との関係() _____



ステップ1 災害時に支援を必要とする方の柏市への届出 ②

平成24年2月より日本赤十字社千葉県支部柏地区と協力し、K-Netに登録(同意)した避難行動要支援者に提供しています。

Q)災害時救急医療情報キットとは？

万一、自分の体の状態をうまく伝えられない場合や、意識のない場合にも、キットの中の情報を利用して救急隊や医療関係者にその情報が正確に伝わり、救命に役立つというものです。

使用方法

1.医療情報，緊急連絡先などを，「救急医療情報登録票」へ記載し，キットに同封する

2.冷蔵庫の中にキットを保管し，シール等を所定の場所に貼る
※保管場所は，一般的に家庭にあり，比較的丈夫である冷蔵庫に統一しています

災害時緊急時救急医療情報キットって何？

万が一自分の体の状態をうまく伝えられない場合や、意識のない場合にも、このキットの中の情報を利用して救急隊や医療関係者にその人の情報が正確に伝わり、救命に役立つというものです。
災害時も想定し夜間や停電時でもキットが見つけやすいように、シールに反射材を使用しています。

使用方法

1 救急医療情報登録票に記入する
※できれば、かかりつけ病院の「診察券の写し」や飲んでいる薬の「薬剤情報提供書の写し」「健康保険証の写し」なども一緒に入れておくと病院への連絡がスムーズに行えます。



2 救急医療情報登録票をキットにいれる

3 キットを冷蔵庫に入れる
※目立つ場所に入れましょう



4 冷蔵庫にマグネットシールを貼る
※キットを入れた扉にマグネットシールを貼しましょう



5 玄関ドアの内側にシールを貼る



ステップ2 名簿・地図の提供

町会等へ「名簿受領に関する同意書」と引換えに提供

257町会 / 276町会中 (R4年度)

例年7月～8月頃に更新

様式1

避難行動要支援者名簿等の受領に関する同意書

令和.....年.....月.....日

柏市長 太田 和美 あて

町会等名称：.....町会・自治会・区

受領者住所：柏市.....

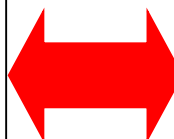
// 氏名：.....(氏名)

連絡先電話：.....()

私は、避難行動要支援者の名簿及び地図（以下「名簿等」という。）の受領について、町会等（町会、自治会及び区をいう。）を代表し、下記の事項を確認の上、同意します。

記

- 名簿等の利用について
名簿等に記載されている情報は、町会等で避難行動要支援者を支援する目的にのみ利用することができます。
- 名簿等の管理について
名簿等は、盗難・紛失のないよう、町会等の責任者が厳重に保管します。
- 名簿等の複写について
名簿等は、避難行動要支援者の支援活動に当たり複写して使用する必要があるときは、町会等の責任者が使用後速やかに回収し、適切に廃棄します。
- 秘密の保持について
名簿等から知り得た個人情報は、みだりに町会等以外の第三者へ漏らすことはできません。
- 名簿等の返却について
名簿等を返却するよう市から求めがあったときは、速やかに返却します。



自治会：[99999] OO町会

登録者一覧表

平成28年07月01日現在

登録者番号	氏名/フリガナ	住所	MAPあり	歩行	その他①	その他④	緊急連絡先1	緊急連絡先2	備考	
性別	年齢	電話番号	携帯番号	聴力	その他②	その他③	電話番号1	電話番号2		
1	5555 山崎 正志 男 8	〒277000 柏市OO999番地55				言葉が聞けない 理解力が足りない 意思伝達能力が足りない	東京 花子 母	090-0000-0000	○	
2	22 群馬 明子 女 85	〒277000 柏市OO8番地66			ゆっくりなら歩ける		群馬 太郎 子	04-0000-0000 03-0000-0000	○	
3	44556 千葉 武 男 82	〒277000 柏市OO111番地3			聞こえにくい		千葉 一子 子の妻	03-0000-0000	○	
4	888 日向 明子 女 80	〒277000 柏市OO444番地67			聞こえにくい		日向 太郎 子	090-0000-0000	○	
5	12121 日向 太郎 男 90	〒277000 柏市OO555番地25			聞こえにくい	歩けない・車椅子が必要	神奈川 花子 子	04-0000-0000	○	
6	10001 広島 裕子 女 81	〒277000 柏市OO1212番地61			聞こえにくい	意思伝達能力が足りない	広島 三郎 子	080-0000-0000	○	
7	5678 斉藤 太郎 男 50	〒277000 柏市OO36番地78			歩けない・車椅子が必要	理解力が足りない	青森 花江 妻	090-0000-0000	○	
8	9988 秋田 彰子 女 96	〒277000 柏市OO33番地5				聞きやすい	秋田 太郎 子	秋田 明子 子の妻	03-0000-0000 090-0000-0000	○



名簿等の取扱上の留意点

項目	内容
利用	名簿等に記載されている情報は、町会等で避難行動要支援者を支援する目的にのみ利用することができます。
管理	名簿等は、盗難・紛失のないよう、町会等の責任者が厳重に保管します。
複写	名簿等は、避難行動要支援者の支援活動に当たり複写して使用する必要があるときは、町会等の責任者が使用後速やかに回収し、適切に廃棄します。
秘密の保持	名簿等から知り得た個人情報、みだりに町会等以外の第三者へ漏らすことはできません。
返却	名簿等を返却するよう市から求めがあったときは、速やかに返却します。

町会長・自治会長・区長等の責任者が交代した場合は、新しい責任者へ名簿等の引継ぎを確実に行うようお願いいたします。

ステップ3 支援体制の構築

町会等が主体となり、地域の実情に合わせて取り組みます。

一例として

① 柏市から避難行動要支援者名簿・地図を受領

まず、要支援者の把握を行きましょう

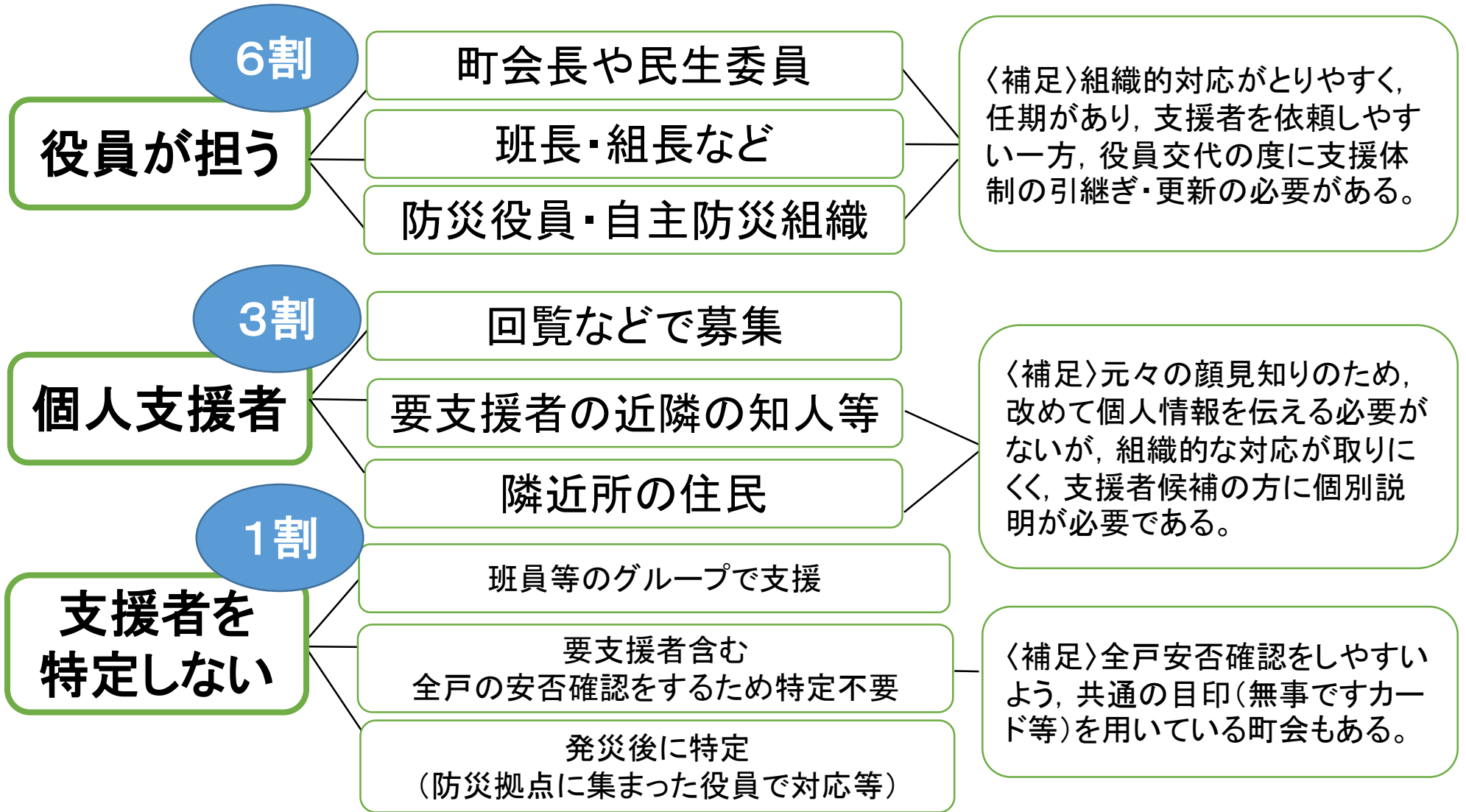
② どのような支援体制で取り組むかを町会内で相談

要支援者の近隣（個人）、班や階・棟（グループ）などの中から支援者を募る、または役員が担うなどし、誰が支援者となるのか、結果を誰（どこ）に報告するかなど、支援の体制作りをしましょう

③ 支援者と要支援者の顔合わせ

④ 安否確認訓練の実施

支援体制の構築例



何よりも先ず、ご自身とご家族の身の安全が最優先です。

地域の皆さんが、協力できる範囲で次のことが望まれます。
※支援者が義務や責任を負うものではありません。

①安否確認

避難行動要支援者の安否が気遣われる場合は、支援者が中心となり、避難行動要支援者のお宅に向かい、安否の確認を行います。

②避難支援

避難が必要な場合は、周囲の方に協力を求め、避難のお手伝いをしてください。地震の場合、倒壊家屋からの救出は危険や困難が伴うため、無理に救出せず、消防などの防災機関へ協力を求めて下さい。

③安否確認の報告（後述：震度5強以上の地震）

③安否確認の報告

震度5強以上の地震の際は、**安否確認を!** (注)

強い揺れを感じたら、テレビ・ラジオ・スマホ等で震度を確認し、安否確認の御協力をお願いします。

柏市が震度5強以上の場合、近隣センター（支所のようなもの）が「地区災害対策本部」として開設され、職員が参集します。
町会等で取りまとめた安否確認情報を、地区災害対策本部へ情報提供することに御協力をお願いします。

(注)

その他災害または地域が限定された災害等で、「市から個別に」本制度に基づく安否確認の協力を依頼する可能性があります。



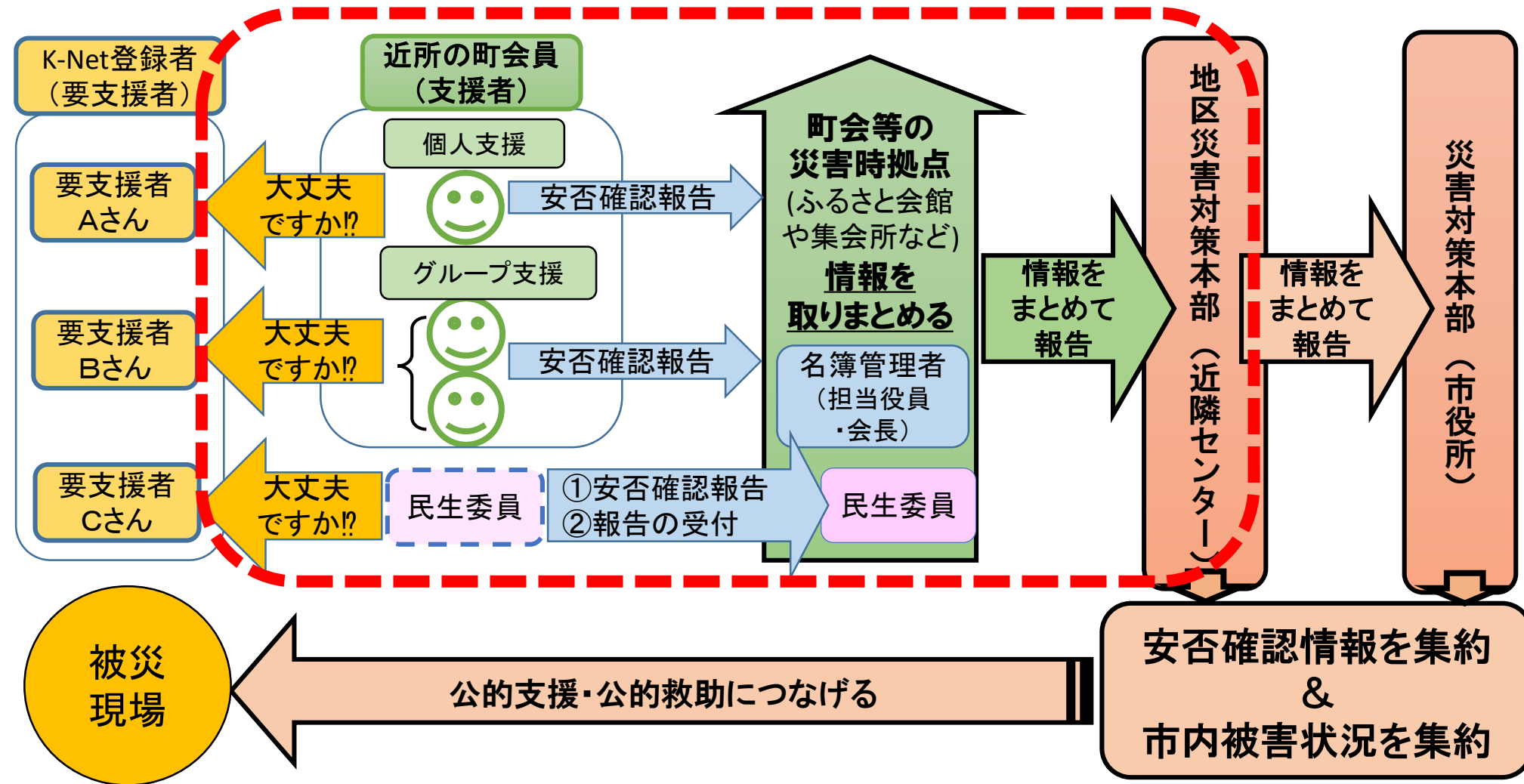
安否確認について③

地区災害対策本部(20地区)

No.	地区エリア	施設等	住所	電話番号
1	豊四季台	豊四季台近隣センター	豊四季台1丁目1番116号	04-7144-1000
2	南部	南部近隣センター	新逆井2丁目5番13号	04-7173-1000
3	田中	田中近隣センター	大室249-1	04-7133-1000
4	西原	西原近隣センター	西原3丁目2番48号	04-7154-2000
5	永楽台	永楽台近隣センター	永楽台2丁目11番25号	04-7163-1201
6	富勢	布施近隣センター	布施1196-5	04-7132-3100
7	増尾	増尾近隣センター	増尾3丁目1番1号	04-7174-7211
8	光ヶ丘	光ヶ丘近隣センター	光ヶ丘団地200-5	04-7175-0033
9	新富	新富近隣センター	豊四季945-1	04-7145-1945
10	高田・松ヶ崎	高田近隣センター	高田693-2	04-7144-9292
11	新田原	新田原近隣センター	東柏2丁目2番15号	04-7167-1276
12	松葉	松葉近隣センター	松葉町4丁目11番地	04-7133-2200
13	藤心	藤心近隣センター	藤心4丁目1番11号	04-7176-3700
14	酒井根	酒井根近隣センター	酒井根653-4	04-7175-2400
15	柏中央	アミュゼ柏	柏6丁目2番22号	04-7164-4552
16	風早南部	高柳近隣センター	高柳1652-10	04-7193-1110
17	旭町	旭町近隣センター	旭町5丁目3番32号	04-7144-8900
18	富里	富里近隣センター	富里2丁目4番4号	04-7173-9531
19	風早北部	沼南近隣センター(ひまわりプラザ)	大島田440-1	04-7192-1111
20	手賀	手賀近隣センター	柏市柳戸511-11	04-7191-8022

参考資料

災害時(地震)の報告フロー図(一例)



柏市防災福祉K-Netに関する質問と回答（柏市HP抜粋：支援者向け）

質問	回答
<p>支援者になったら、救出・救護までしなければならないのですか？</p>	<p>いいえ。 第一の目的は、要支援者の安否確認になります。救出救護が必要な場合は、市や消防、警察等の公的機関に連絡してください。連絡が取れない場合で、急を要する場合は近所の方や自主防災組織と協力して対応して下さい。（危険をおかすことは避けてください。）</p>
<p>支援できなかった場合に責任はあるのですか？</p>	<p>いいえ。 支援は、あくまでも支援者本人及び御家族等の安全が確保された後に行っていたただくものであり、決して責任を負うものではありません。</p>
<p>町会・自治会に加入していない人も支援するのですか？</p>	<p>支援します。 町会加入の有無と災害発生時の救出救護には因果関係がないためです。この制度をきっかけとし、町会活動に理解をいただき、地域福祉推進につながればと考えております。</p>
<p>支援者は誰でも良いのですか？</p>	<p>出来るだけ隣近所の方がベストです。 しかし、個別の支援者を確保することが難しい場合は、町会・自治会・区等の班や組、また、棟単位で支援するという方法もありますので、地域の実情に合わせて支援体制を決めてください。</p>
<p>なぜ地域（町会・自治会）に協力を求めるのですか？</p>	<p>大地震発生直後は、行政機能が麻痺するため、要支援者の安否確認や救出活動を迅速に行うためには、自主防災組織を核とした近隣住民同士での協力が必要不可欠となります。 市内の先進的な町会・自治会では、防災マップづくりや、日頃から要支援者に対しての見守り活動が行なわれるなど、既に災害対策の取り組みが行われており、これらの取り組みを市域全体に広げたいと考えております。</p>

柏市防災福祉K-Netに関する質問と回答（柏市HP抜粋：要支援者向け）

質問	回答
防災福祉K-Netに登録をしたら必ず助けてくれるのですか？	<p>いいえ。必ず助けに来れるとは限りません。災害発生時には、支援者のかたも被害を受けていたり留守にしていたりということも考えられます。</p> <p>しかしながら、登録した方が登録しないよりは、はるかに安否確認や救出活動が円滑かつ迅速に行うことができると思われまますので、不安がある方は、是非、登録してください。</p> <p>また、登録したからといって安心はせず、日頃から地域の活動に参加し関わりを持つようにする、家の耐震改修や家具の固定、非常持ち出し品の準備等、御自身で出来る最低限のことは行っておくようにしてください。</p>
支援者選びは、誰がするのですか？	<p>町会・自治会・区等（または自主防災組織）が中心となり要支援者と支援者の組み合わせを行います。</p> <p>町会等で支援者を募集した上で、支援者選び（要支援者と支援者の組み合わせ）を行っていただきますが、町会等の実態に応じて組み合わせ方も様々です。</p> <p>【組み合わせ方法1】 要支援者と支援者の組み合わせが1対1や1対2といった個人支援の方法</p> <p>【組み合わせ方法2】 町会の班や組単位等で見守り体制をとる方法（戸建住宅で構成される町会・自治会に有効）</p> <p>【組み合わせ方法3】 棟単位で見守り体制をとる方法（集合住宅で構成される町会・自治会に有効）</p>
プライバシーは保護されるのですか？	<p>要支援者から提供された個人情報、支援者や民生委員児童委員、町会・自治会（自主防災組織）等において要支援者支援の目的のみに利用されます。</p>



柏市防災福祉K-Netに関する質問と回答（過年度研修会より①）

質問	回答（活動事例やアドバイス等）
<p>要支援者の個人情報をごとまで開示してよいか分らない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支援体制を構築するにあたって、支援者などの関係者へは知らせていただき、情報共有をしてください ・担当の安否確認する方が誰か、どこに住んでいるか、なぜ支援が必要か、必要な範囲の情報を支援者と共有し、緊急連絡先などの詳細情報は開示しなくてもよいです ・なお、地区の民生委員にも同じ名簿の提供を別途行っています
<p>要支援者のうち町会未加入者の対応に苦慮している</p>	<p>支援者が町会加入者になるので、市から加入を促していますが、強制はできません。加入依頼をしても入っていただけない場合は、町会加入者を優先して安否確認をしていただいても構いませんが、可能な範囲で町会未加入者の安否確認についても御協力をお願いします。</p>
<p>要支援者の名簿の中に(見た目)元気そうな方がいるが支援が必要か</p>	<p>※見た目だけでは判断出来ない障害をお持ちの方もいるため、御協力お願いいたします</p> <p>元気そうな方については、要支援者として登録する一方で、支援者としても活動してもらってはいかがでしょうか</p>
<p>新しく登録した方には救急医療情報キットは提供されているのか</p>	<p>希望者には窓口(福祉政策課, 沼南支所, 地区災害対策本部となる近隣センター)で提供しています</p> <p>なお、郵送等による送付は対応しておりません</p>
<p>K-Net登録者は毎年更新をしているのか</p>	<p>原則、一度登録をすると変更等の連絡がない限り継続しています</p> <p>市外転出・介護施設等への転居・お亡くなりになった方について、住民票の異動情報から把握した場合は、名簿の更新時に除外しています。</p>

柏市防災福祉K-Netに関する質問と回答（過年度研修会より②）

質問	回答（活動事例やアドバイス等）
<p>支援者が思うように集まらない・集めることが難しく対応に苦慮している</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●支援者の負担を減らす取組事例 <ul style="list-style-type: none"> ・支援者の役割は、安否確認のみにしている ・平常時の見守り活動等は実施しない ・1年に限り、班長/組長等の責務として安否確認と本部への報告を周知徹底した ・特定の人でなく、複数人(班)で対応することとした ●支援者を集める取組事例 <ul style="list-style-type: none"> ・支援者が足りないところは向こう三軒両隣に直接お願いしている ・要支援者から、すでに付き合いのある近隣の方をお聞きし、支援者になってもらうよう依頼しているため、マッチングも不要である ・年度初めに町会で独自に要支援者を募集しているが、同時に支援者も募集している(全戸配布) ・全戸の安否確認をする町会ルールを作り、支援者は特定しない
<p>毎年、役員・会長等が変わるため継続した取組みが難しい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・K-Netや防災担当者を数名、複数年任期で置いたらいかがでしょうか ・事例:役員は任期終了後も一年間は防災委員の一員として有事の際は支援を行うようにした ・事例:支援者は一度なっていたら継続していただいている
<p>名簿は紙ベースのみか</p>	<p>市から提供するものは、紙ベースのみとなります</p>
<p>地区災害対策本部への安否確認の報告は、電話が繋がらない場合等はどのようにするか</p>	<p>電話が繋がらない場合、遠方であっても足を運んでの報告をお願いします 高出カトランシーバーが配備されている地区は活用いただければと思います</p>

ご視聴ありがとうございました